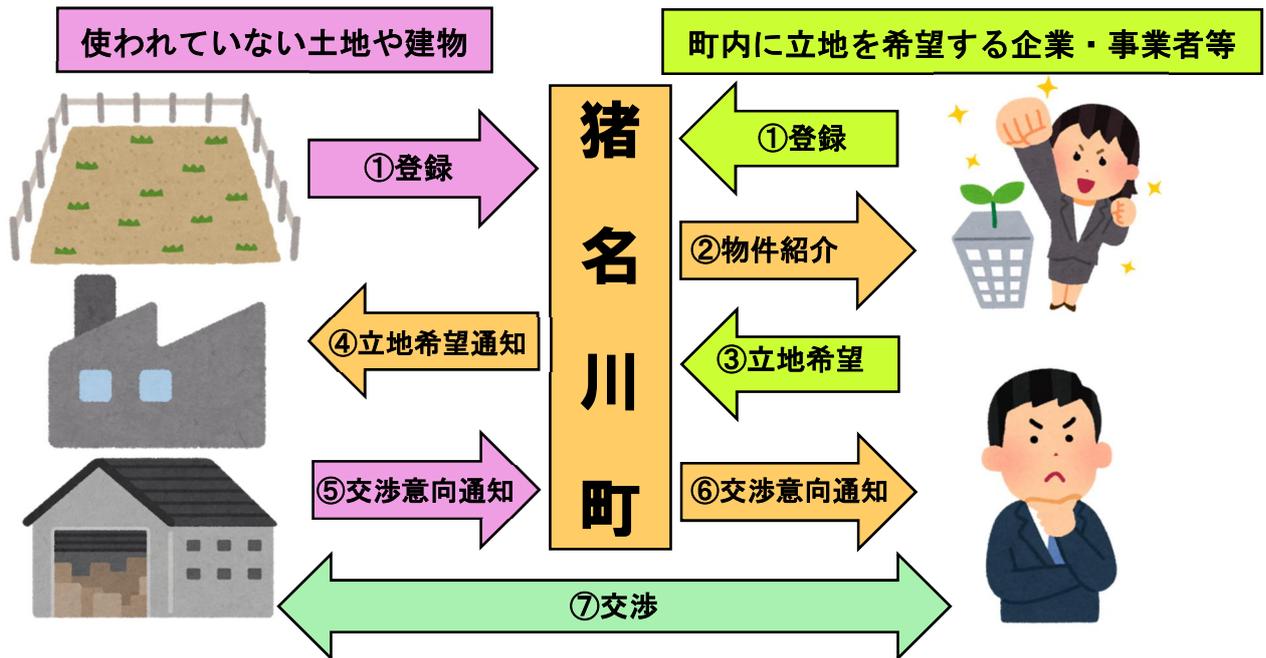


猪名川町事業用物件情報登録制度について

1 制度内容について

町内にある登録された土地や建物を、事業のための物件として町内に立地を希望する企業・事業者等へ情報提供する制度です。

2 事業の流れについて



3 登録できる物件について

この制度で登録できる物件は、下記の要件を満たす土地または建物です。

- ①所有権以外の権利設定が行われていないこと
- ②境界や所有権の帰属等について争いが無いこと
- ③宅地建物取引業者に物件の売却等の媒介や代理を依頼している場合は、その業者との契約に違反するおそれがないものであること
- ④土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にないこと
- ⑤土地については、登記地目または現況地目が田・畑でないこと
- ⑥建物については、工場や倉庫などの商用で利用されていた建物であること

4 登録の手続きについて

登録申請ができる方は物件の所有者または所有者から委任された方です。
申請される際は下記の書類をご提出ください。

(提出書類)

- ①事業用物件情報登録申請書（様式第1号）
- ②不動産登記全部事項証明書（登記簿謄本原本）
- ③公図の写し
- ④見取図及び写真（建物の場合）
- ⑤建築確認済証及び検査済証（建物の場合で、新築時に申請している場合）
- ⑥誓約書（様式第2号）
- ⑦委任状（様式第3号）（申請者が所有者から委任された方の場合）
- ⑧申請者以外の全ての所有者の同意書（様式第4号）（物件が共有名義の場合
または土地と当該土地にある建物の所有者が同一でない場合）

5 登録の有効期間について

登録の有効期間は登録した日から2年間です。

有効期間満了後も登録を継続希望される場合は、有効期限の満了の10日前までに登録継続申請書（様式第9号）をご提出ください。

6 登録の取消・変更について

登録情報の取消や登録内容の変更をされたい場合は、登録取消・変更届（様式第7号）をご提出ください。

7 登録物件情報の公開について

登録された物件情報については、町が利用を認めた企業・事業者等へ公開します。

利用できるのは、下記のいずれにも該当しない企業・事業者等です。

- ①暴力団や暴力団密接関係者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当する事業を目的とする者
- ③公序良俗に反する営業及び青少年の健全育成を阻害する恐れのある営業の類に該当する事業を目的とする者
- ④宗教活動または政治活動を目的とする者
- ⑤転貸や転売を目的とする者
- ⑥この事業の趣旨（企業誘致を促進し、産業の振興と町民雇用の促進を図り、本町における地域経済の活性化に繋げること）に沿わない事業を目的とする者

8 登録物件の交渉について

企業・事業者等から物件利用にかかる交渉の希望があれば、登録申請者へその旨を通知します。

内容等をご確認いただき、交渉をするか否か、ご意向を意向確認書（様式第16号）によりご提出ください。町より企業・事業者等へご意向を通知します。

その後の交渉は、申請者と企業・事業者等で直接していただきます。

※町は当事者間の交渉や契約に関与いたしません。

【お問い合わせ先】

猪名川町地域振興部地域交流課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1-1

TEL: 072-767-6253

FAX: 072-766-8893

Eメール: shoukou@town.inagawa.lg.jp